

足立区地域公共交通活性化協議会報償及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、足立区地域公共交通活性化協議会規約第14条に基づき、委員の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償)

第2条 委員の報償は別表のとおりとし、協議会または分科会への出席ごとに支払うものとする。ただし、申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 委員が欠席となった場合で、代理のものが協議会または分科会へ出席した場合は、これを支給しないものとする。

3 協議会及び分科会を同日に開催する場合は、双方に出席した委員の報償は1回分を支給するものとする。

4 協議会の委員以外の規約第9条に基づく分科会の構成員については、前項までの規定と同様とする。

(費用弁償)

第3条 委員が、協議会の職務を行うために、特別区以外の区域から出張するとき、費用弁償として、旅費を支給する。ただし、申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、足立区の例によるものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月18日から施行する。

(改正案)

別表

区分	報償額
学識経験者の委員	日額18,000円
上記以外の委員	日額7,000円

備考

- 1 会長の報償は、2,000円を加算した額とする。